



労災費用共済

従業員の業務中のケガをしっかりと補償します



- 就業中から通勤中まで、労働災害を補償
共済金は政府労災の認定を待たずにお支払い！
- 建設業の場合、全下請事業所も補償対象可能
- 脳・心疾患、精神障害などの疾病や自殺なども補償
※職業性疾病の補償については、政府労災の認定が必要です。

[注1] 事業所で法定外補償規定等を定めている場合は、法定外補償規定等で定める金額と法定外給付費用補償にかかる共済金額のいずれか低い金額を限度とします。

法定外給付 費用補償

共済金の種類	共済金額
死亡補償共済金 [注1]	500万円
後遺障害補償共済金 [注1]	(1級) 500万円 ～(14級) 15万円
休業補償共済金 [注1]	[日額] 3,000円

事業所の費用損失を補てんします



- 従業員が「法定外給付費用補償」を受ける場合にお支払い！
被災した従業員（遺族）への見舞金や、代替人員を雇用するための費用など、事業所の損失の補てんとして

事業者 費用補償

死亡時費用共済金	100万円
後遺障害時費用共済金	(1～3級) 50万円 (4～7級) 30万円
休業時補償共済金	10日ごとに 3万円

労災訴訟による事業所の損害賠償を補償します



- 労働災害により、事業所が負担する損害賠償に対応！

使用者賠償 責任補償

使用者賠償責任 補償共済金	1事故につき 1億円 限度 1名につき 5,000万円 限度
------------------	---

労災問題に弁護士がしっかり対応します



- パワハラ・セクハラなどの労働問題が発生した場合、弁護士への相談費用、事件解決のための弁護士費用を補償
- 日本弁護士連合会LAC(リーガル・アクセス・センター)との提携により、労働問題に対応可能な弁護士を紹介

労働紛争 弁護士費用 補償

弁護士費用共済金 [注2]	1事故につき 300万円 限度
法律相談費用共済金 [注3]	1事故につき 10万円 限度

[注2] 共済期間(1年間)につき1,000万円を限度とします。

[注3] 共済期間(1年間)につき30万円を限度とします。